

色覚検査 の 廃止

改正内容

- 雇入時健康診断の色覚検査の義務づけを廃止。
- 安全確保のための識別措置の改正。

職場における色覚異常についての正しい認識の促進について

改正の趣旨

- 知見の蓄積により、色覚検査において異常と判別される方であっても、大半は支障なく業務を行うことが可能であることが明らかになってきています。
- 色覚検査において異常と判別される方について、業務に特別の支障がないにもかかわらず、事業者において採用を制限する事例も見られました。

措置の内容 [労働安全衛生法令上の措置、平成13年10月1日施行]

- 雇入時健康診断における色覚検査を廃止しました。
- 「色」を活用した安全確保のための識別措置について容易に識別できるように所要の改正を行いました（化学設備等のバルブ等の識別、鋼管の強度の識別、有機溶剤の区分の表示）。

他人の色覚はわからない

ある色が「何色に見えるか」は本人以外にはわかりません。ある「色」について、多くの人はおそらく同じように見えているのですが、他人の目で何色に見えるかは厳密にはわからないのです。確実にわかることは、ある色を別の色と区別できるかどうか、ということです。この観点から、区別のできない色の組み合わせがあるかどうかを知ることが、個々人の色覚の特徴について判断できる唯一の方法であり、限界でもあります。

職場の表示・標識を見直そう

安全確保のための表示・標識による情報伝達とは？

色彩表現例

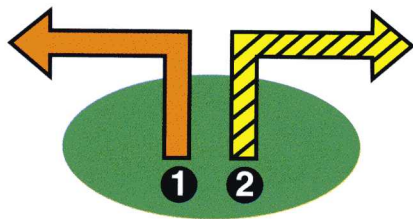
1

模様や縁取り、文字の併用や形の工夫を

色による表示に加え、文字との組み合わせや形状の工夫、模様や縁取りをつけたりすると効果的です。表示がより目立つだけでなく、意味や意図を強調し伝わりやすくなります。

良い例

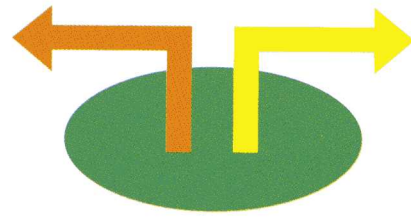
矢印を斜線でも区別し番号を付記している。





①  ラインA
②  ラインB

悪い例

色だけの表示では区別が付きにくい。



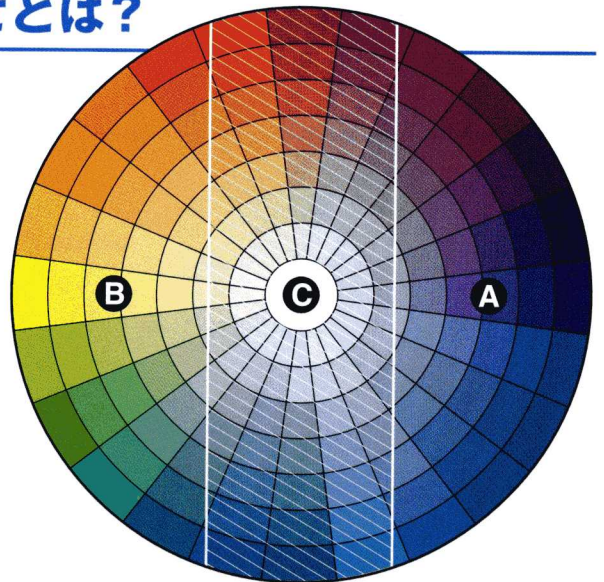
 ラインA
 ラインB

色彩表現例

2

区別しやすい色の組み合わせとは？

ここに印刷物などで使われる色の円環図があります。2本の直線で区分した領域の右側をA、左側をB、そして2本の線ではさまれた領域をCとします。Cの領域で平行な位置関係にある2色の組み合わせは、色覚検査で異常と判別される方にとっては、区別のつきにくい色の組み合わせであり、線をクロスする方向、すなわちAとBの領域からそれぞれ選ばれた色の組み合わせは区別しやすいと一般に言われています。また、暗い色同士や薄い色同士の組み合わせも区別しにくくなります。



良い例

色の明るさに差をつけるだけで、こんなに見やすくなる。

頭上注意

頭上注意

頭上注意

悪い例

似た色や、明るさが近い色の組み合わせは識別しにくい。

頭上注意

頭上注意

頭上注意

本改正の留意事項

- 今回の改正は、色覚検査の実施を禁止するものではありません。
- 色覚検査を実施する場合には、労働者に対し職務内容との関連性について十分な説明を行い、労働者の同意に基づいて適切に実施される必要があります。
- 色覚検査は現場における職務遂行能力を反映するものではないことに十分な注意が必要です。検査を行う場合でも、各事業場で用いられている色の判別が可能か否かを確認することで十分です。
- 各事業場内において、「色」の表示のみにより安全確保等を図っているものについては、文字との併用などにより、誰もが識別しやすい表示方法の配慮が必要です。

労働者を雇い入れる際には

- 「色覚異常は不可」などの求人条件をつけるのではなく、色を使う仕事の内容を詳細に記述するようにしましょう。
- 採用選考時の色覚検査を含む健康診断については、職務内容との関連でその必要性を慎重に検討し、就職差別につながらないように注意してください。